

私事ですが、早いもので、この2月で上海に駐在して10年となります。北京の留学期間も入れると約12年間、中国に滞在していることになりますが、この10年で上海は大きく変貌を遂げました。この10年で何が一番変わったのかと問われると、やはりスマホなしには生活ができなくなった社会の到来だと思いますが、それも含めて肌身で感じた変化をご紹介します。

10年前の上海では、決済方法は現金のみでした。そのため最高額の紙幣である100元札の偽札が多く出回っていました。タクシーの運転手に100元札を支払うと、巧みな手口で偽札とすり替えられ、偽札だから交換しろと突き返されることもありました。ひどいときにはATMから偽札が出てくることもありました。

しかし現在の上海では、現金を一切持たなくなりました。コンビニでの買い物、レストランでの支払、地下鉄やバスの乗車、自動販売機の使用、すべてスマホのアプリであるwe chatやAlipayを使った決済になりました。偽札の心配はなくなりましたが、買い物のときに現金を出すと、あからさまに嫌な顔をされる時代になりました。

10年前の上海では、日本人が多く住むマンションが3か所ほどありました。住人のほとんどは日系企業の日本人駐在員であり、日系幼稚園や日本食レストランが併設されていたなど、その中でコミュニティが形成されていました。

しかし現在の上海では、中国資本がそれらのマンションを買い取って分譲販売したため、日本人が多く住んでいたマンションはほとんどなくなってしまいました。

10年前の上海では、タクシーは流しを捕まえるか、電話で呼ぶしかありませんでした。

しかし現在の上海では、スマホのアプリを通じてタクシーを呼ばなければ、流しすら止まってくれない時代になりました。ただタクシー以外にも、快車や専車と呼ばれる白タクもアプリで呼べるようになりました。

10年前の上海では、1元=12.5円（2012年2月）であり、IMFが発表している中国の消費者物価指数（2012年）は

94.19でした。すなわち当時は10000円を人民元に両替したら800元ほどになり、物価もそこそこ安かったのも、日本人駐在員が生活するには比較的恵まれた環境でした。

しかし現在の上海では、現在は1元=18円程度に元高が進んでおり、消費者物価指数（2021年）は112.63となっています。すなわち10000円を人民元に両替しても、550元ほどにしかならず、物価も高くなってきているので、日本人駐在員にとっては日本にいるよりもお金がかかることもよくあります。例えば上海でのゴルフは1回あたり約1300円（約2万3500円）、スターバックスのコーヒーは1杯約40円（約720円）と物価が高くなってきています。

10年前の上海では、外灘から見える摩天楼で一番高いビルは、栓抜き形の形をした森ビル（492m）でした。日本人にとって親しみがあり、かつ当時は中国で一番高いビルということで誇らしい気持ちでした。

しかし現在の上海で一番高いビルは螺旋型（昇り龍）をした上海中心（632m）というビルになりました。

10年前の上海では、夏の夕方になると、広い交差点などの道端にテーブルや椅子を並べて、鳥の串焼きなどのバーベキューを出す店が多くありました。道を歩いていると、美味しいにおいにつられて、ついついビールを飲みながらバーベキューを食べるということもありました。

しかし現在の上海では、そのような炉端の店は禁止され、見かけなくなりました。商業モールやレストラン街にはどの街でも見かけるようなチェーン店が増えてしまい、いわゆる旧き良き上海の面影はなくなりつつある気がします。

これからの10年で、上海はどのように変貌を遂げていくのでしょうか。自動運転やドローンを使った配送等は、既に深センで試験的な運用が開始されていますが、10年後には当たり前の世界になっているのだと思います。他方で旧き良き上海が失われつつあるように、今ある風景がなくなっていくことだと思います。これからの10年、新しい風を感じながら、今ある上海を記憶に刻んでいきたいと思います。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。